

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700002号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700008号

第1 結論

昭和37年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月から昭和61年3月まで

私は30代頃から、A社の前身であるB事業所にアルバイトとして働いており、この頃に国民年金に加入した。請求期間について、時期は明確ではないが、国民年金保険料を納付していたので、年金記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年11月13日にC市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録により、請求者は同年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得しており、その資格処理日が昭和62年3月4日であることが確認できる。

このため、請求期間のうち、昭和48年4月から昭和61年3月までの期間については、請求者の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、請求者は国民年金の任意加入の対象となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、第3号被保険者の取得申出時点では、任意加入の対象者であった請求者は、当該期間の始期に当たる昭和48年4月に遡って被保険者資格を取得することができず、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和37年4月から昭和48年3月までの期間については、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、請求者の夫も、請求者と同様に当該期間については国民年金に未加入である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は288か月(24年)と長期間に及んでいる上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期

間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700044号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700007号

第1 結論

平成8年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年1月から同年3月まで

私は、A社を退職した直後の平成8年2月頃に、B市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続と国民年金保険料の免除申請を行っているはずである。請求期間について、国民年金に未加入の記録とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びC年金事務所の回答によると、請求者は、D社における厚生年金保険被保険者資格喪失直後の平成7年4月頃にB市において厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の免除申請を行い、平成7年3月及び平成7年度の国民年金保険料の免除申請が承認されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成7年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成8年1月31日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の免除申請を再度行うことが必要となるところ、オンライン記録によると、請求者が当該切替手続を行った形跡が見当たらず、請求期間は国民年金に未加入期間となり、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを確認することができない。

また、B市は、請求期間当時の請求者に係る国民年金の加入状況及び免除申請については、保存期間経過により確認できない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。